

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年3月5日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	九州インデックス ファンド (ファンドの愛称を「九州に来んしゃい」とします。)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成22年3月6日から平成23年3月4日まで) 2,000億円を上限とします。 *なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新され ます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

九州インデックス ファンド

(以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称を「九州に来んしゃい」とします。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額 とします。

なお、午後3時(平日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(平日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込日の基準価額に2.1%(税抜2.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

一般コース : 1万口以上1万口単位(当初元本1口 = 1円)
または1万円以上1円単位

自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7)【申込期間】

平成22年3月6日から平成23年3月4日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「一般コース」といいます。)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(以下「自動けいぞく投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

九州7県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)に本社を持つ上場企業及び同地域に生産・製造拠点等を持ち、もしくは同地域で重要な活動を行なっている上場企業の株式を主要投資対象とします。

株式への投資にあたっては、野村證券株式会社の金融工学等研究部門が作成している、「野村日本株地域別インデックス」の「九州インデックス」に連動する投資成果を目指してポートフォリオを構築することを基本とします。

受益権の信託金限度額は、1,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(九州インデックス ファンド)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信	
		その他資産 ()	
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
--------	------	--------	----------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本	 日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	 T O P I X
不動産投信	日々	オセアニア	
その他資産 ()	その他 ()	中南米 アフリカ	その他 (野村日本株 地域別 インデックス・ 九州インデックス)
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング	

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成21年9月16日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資

収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記

載があるものをいう。

- (4) 欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

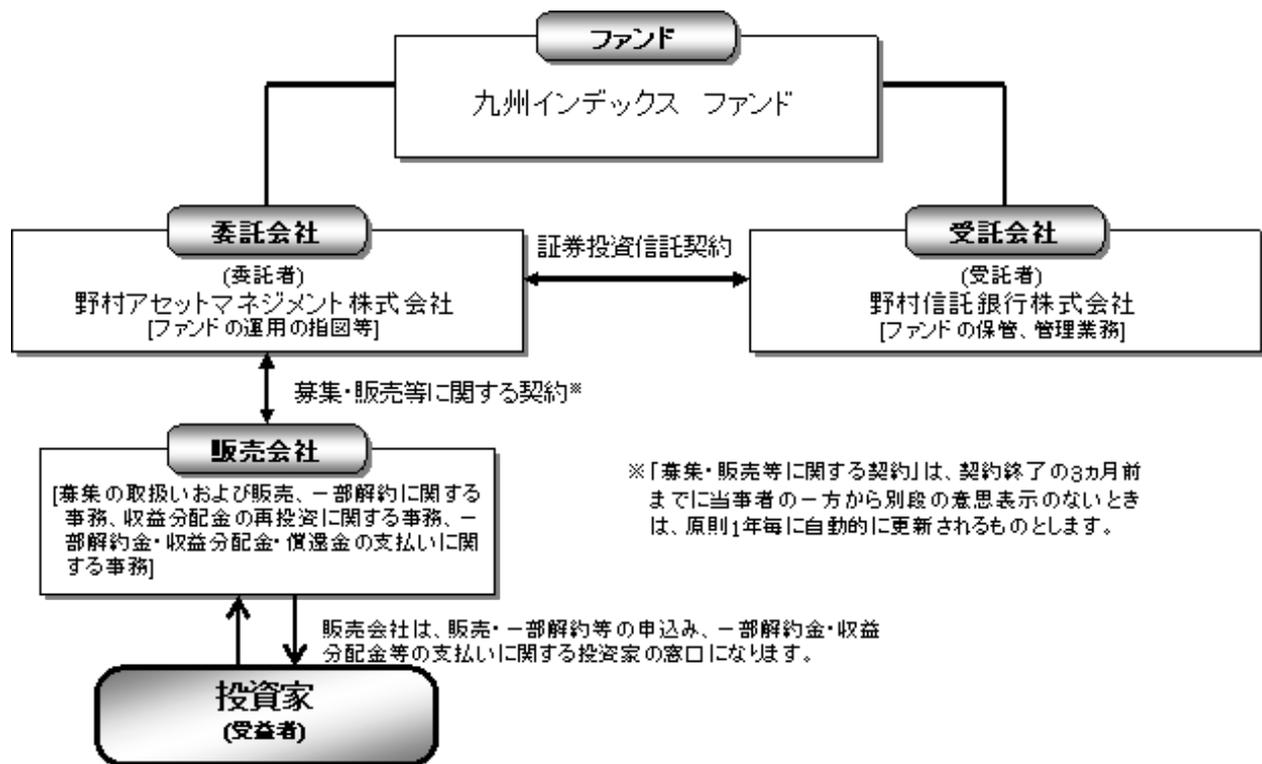
[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの仕組み】

委託会社の概況

委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成22年1月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成22年1月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] 株式への投資にあたっては、野村證券株式会社の金融工学等研究部門の発表する「野村日本株地域別インデックス」の「九州インデックス」に連動する投資成果を目指してポートフォリオを構築することを基本とします。

「野村日本株地域別インデックス」とは、野村證券株式会社の金融工学等研究部門が作成している株価指数で、日本の株式を本社の所在地及び生産・製造拠点の所在等の重要な活動を行なっている地域に従って分類し、特定の都道府県を合せた地域毎に計測する株価指数です。

地域別インデックスは、日本の全上場銘柄を対象に、各企業が活動を行なっている都道府県に当該企業の株式の時価総額を配分した上で、複数の任意の都道府県を選んで地域別に作成されます。

- ・ NOMURA400 構成銘柄以外の銘柄については、原則として本社(本店)所在地に配分されます。
- ・ NOMURA400 構成銘柄については、原則として本社(本店)所在地の他、当該銘柄の属する業種・セクターの特性を勘案して各都道府県への配分方法が定められています。

NOMURA400は野村證券株式会社の金融工学等研究部門が作成している株価指数で、日本の株式市場を代表する400銘柄から構成されています。

地域別インデックスの作成に際しては、株式の流動性を考慮して各個別銘柄の構成比率の調整が行なわれます。また、構成銘柄の見直しは、通常年1回(4月)行なわれます。

「九州インデックス」は、九州7県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)を対象とした地域別インデックスです。

「野村日本株地域別インデックス」および「NOMURA400」に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの投資成果等に関して一切責任を負うものではありません。
--

[2] 株式の組入比率は、高位を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

わが国の株式のうち、九州7県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)で重要な活動を行なっている企業の株式を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「（5）投資制限 および 」に定めるものに限り、）に係る権利
- ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2.次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「（2）投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定める

もの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

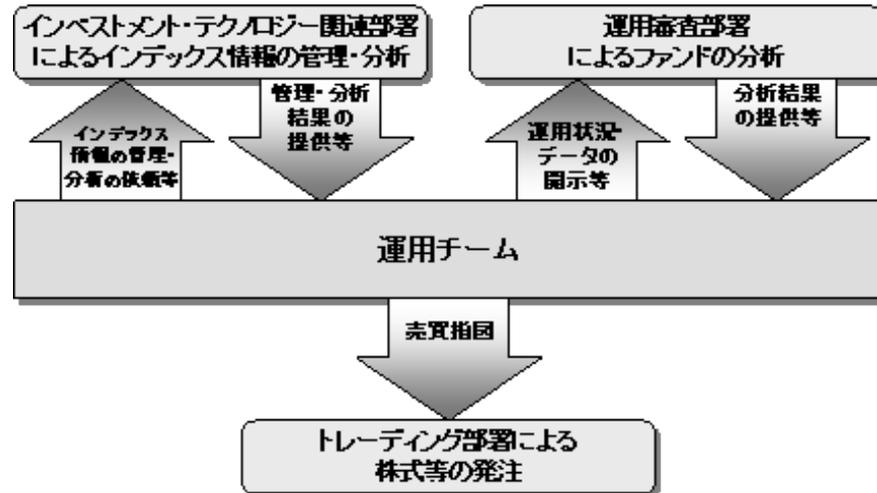
その他の投資対象

1.先物取引等

2.スワップ取引

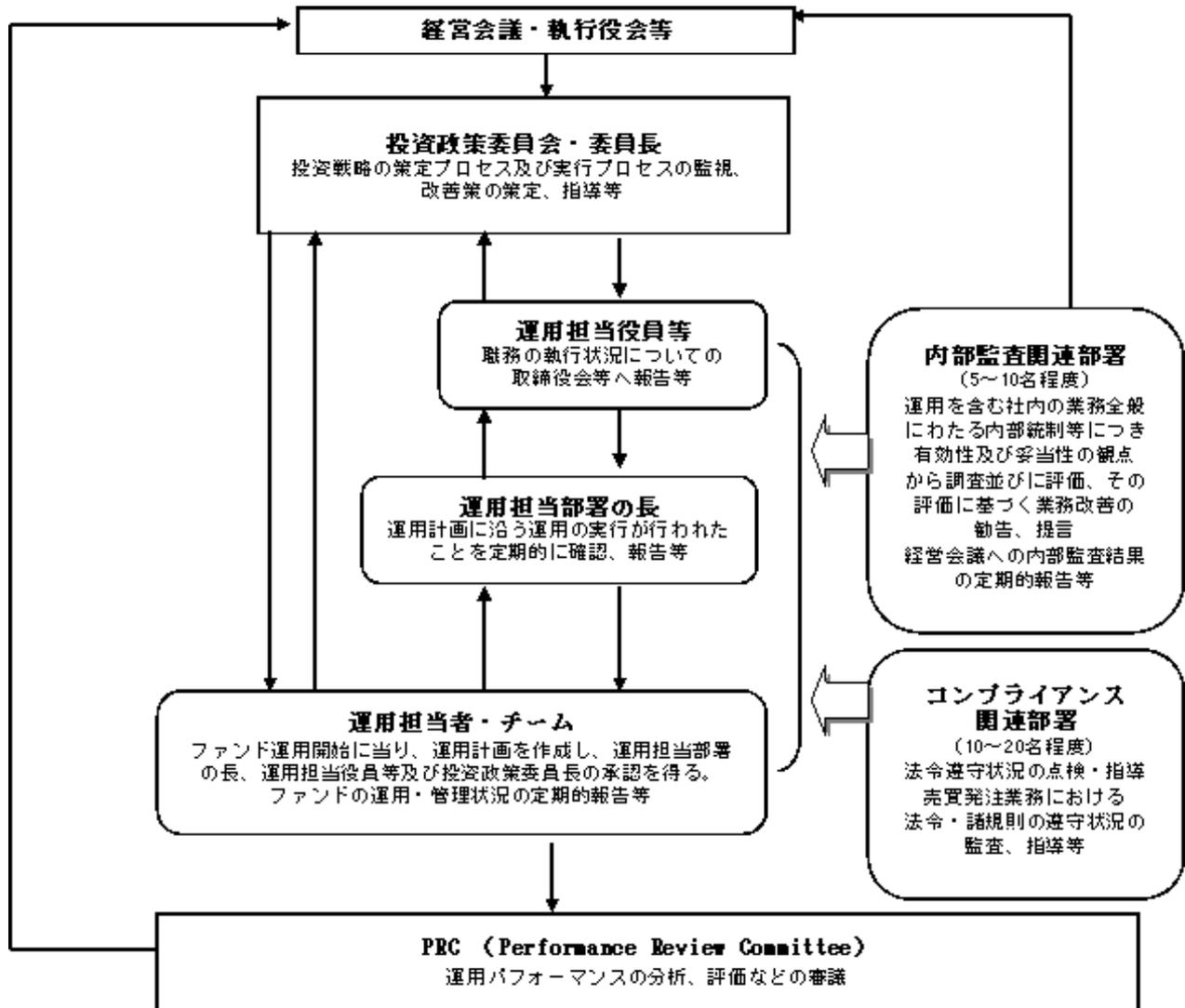
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成22年3月5日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

原則として**毎年12月15日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第26条)

- ()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託

財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第27条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要

と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資する株式等の範囲(約款第24条)

- ()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

信用取引の指図範囲(約款第25条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第28条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- () 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第30条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第31条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(約款第39条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- () 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- () 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

主な変動要因

[株価変動リスク]

ファンドは、株式の組入比率を高位とすることを基本としますので、株価変動の影響を大きく受けます。またファンドは、特定の地域を対象としたインデックスに連動した投資成果を目指して運用を行ないますので、わが国の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

その他の変動要因

[信用リスク]

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

[有価証券の貸付等におけるリスク]

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の投資方針に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドの分配金は、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドは、「九州インデックス」に連動する投資成果を目指して運用いたしますが、ファンドの基準価額と「九州インデックス」は乖離する場合があります。乖離する要因は、主として資金の流出入から、実際にファンドで株式を売買するまでのタイミングのずれならびに株式の売買コスト、信託報酬等の費用を負担すること等によるものです。また、これらの場合以外にも、ファンドの基準価額と当該指数は乖離する場合があります。なお、ファンドの投資成果が「九州インデックス」との連動または上回ることを保証するものではありません。

ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資します(また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

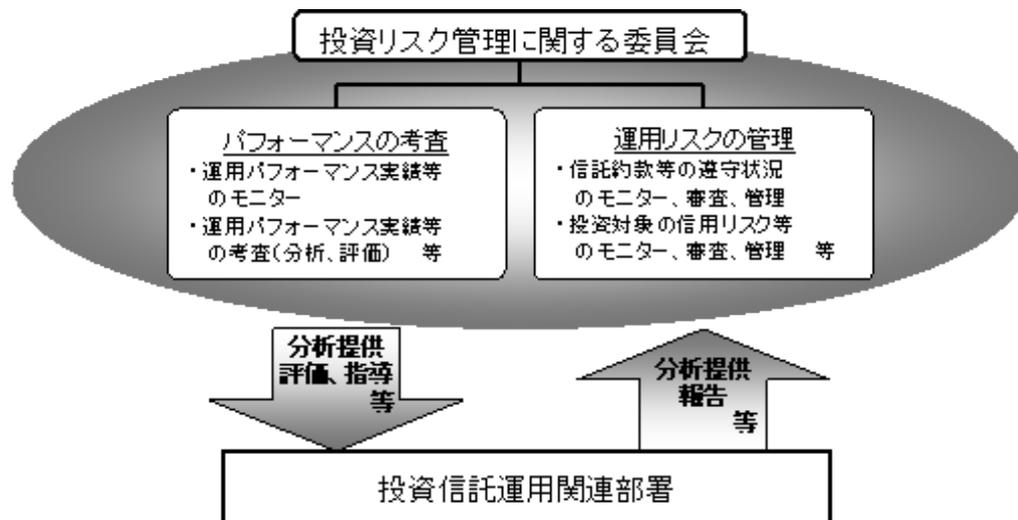
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成22年3月5日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の基準価額に、2.1%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の94.5（税抜年10,000分の90）の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の37.5	年10,000分の47.5	年10,000分の5

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、

20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除
なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

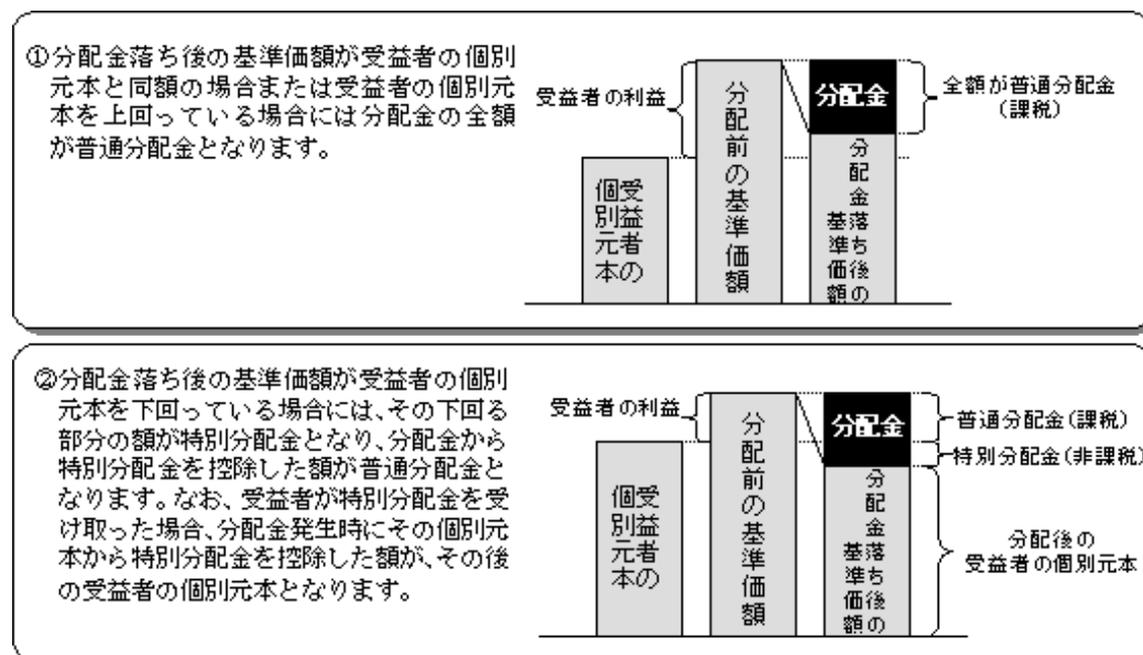
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	2.1%(税抜2.0%)以内	消費税等相当額
換金時 (解約請求制)	信託財産留保額	1万口につき 基準価額に対して0.3%	

基準価額に、2.1%(税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金×10% ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税		換金時の差益(譲渡益) ² に対して10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益(譲渡益) ² に対して10% ¹

¹ 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

² 詳しくは前述の「換金(解約)時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成22年1月29日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,674,856,360	97.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		34,886,497	2.04
合計(純資産総額)		1,709,742,857	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	九州電力	電気・ ガス業	93,700	1,917.00	179,622,900	1,959.00	183,558,300	10.73
2	日本	株式	久光製薬	医薬品	18,800	2,925.00	54,990,000	3,260.00	61,288,000	3.58
3	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用 機器	17,000	3,700.00	62,900,000	3,490.00	59,330,000	3.47
4	日本	株式	ふくおかフィ ナンシャルグ ループ	銀行業	170,000	321.00	54,570,000	331.00	56,270,000	3.29
5	日本	株式	キヤノン	電気機 器	13,200	3,730.00	49,236,000	3,535.00	46,662,000	2.72
6	日本	株式	本田技研工業	輸送用 機器	15,100	3,030.00	45,753,000	3,075.00	46,432,500	2.71
7	日本	株式	エヌ・ティ・ ティ・ドコモ	情報・ 通信業	323	130,400.00	42,119,200	135,300.00	43,701,900	2.55
8	日本	株式	西日本シテイ 銀行	銀行業	157,000	235.00	36,895,000	234.00	36,738,000	2.14
9	日本	株式	日産自動車	輸送用 機器	44,700	725.00	32,407,500	736.00	32,899,200	1.92
10	日本	株式	TOTO	ガラス ・土石 製品	58,000	560.00	32,480,000	551.00	31,958,000	1.86
11	日本	株式	安川電機	電気機 器	40,000	746.00	29,840,000	749.00	29,960,000	1.75
12	日本	株式	日本電信電話	情報・ 通信業	7,700	3,650.00	28,105,000	3,810.00	29,337,000	1.71
13	日本	株式	三菱商事	卸売業	12,500	2,245.00	28,062,500	2,187.00	27,337,500	1.59
14	日本	株式	鹿児島銀行	銀行業	42,000	663.00	27,846,000	644.00	27,048,000	1.58
15	日本	株式	パナソニック	電気機 器	18,900	1,281.00	24,210,900	1,422.00	26,875,800	1.57

16	日本	株式	ソニー	電気機器	7,100	2,590.00	18,389,000	3,010.00	21,371,000	1.24
17	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品取引業	27,400	664.00	18,193,600	684.00	18,741,600	1.09
18	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	56,000	360.00	20,160,000	329.00	18,424,000	1.07
19	日本	株式	ファナック	電気機器	2,100	8,300.00	17,430,000	8,660.00	18,186,000	1.06
20	日本	株式	三井物産	卸売業	13,500	1,261.00	17,023,500	1,332.00	17,982,000	1.05
21	日本	株式	KDDI	情報・通信業	33	469,000.00	15,477,000	476,500.00	15,724,500	0.91
22	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	46	284,300.00	13,077,800	327,000.00	15,042,000	0.87
23	日本	株式	三菱地所	不動産業	10,000	1,469.00	14,690,000	1,468.00	14,680,000	0.85
24	日本	株式	ヤフー	情報・通信業	428	28,940.00	12,386,320	34,250.00	14,659,000	0.85
25	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	5,900	2,560.00	15,104,000	2,440.00	14,396,000	0.84
26	日本	株式	コカ・コーラウエスト	食料品	9,400	1,677.00	15,763,800	1,505.00	14,147,000	0.82
27	日本	株式	西日本鉄道	陸運業	39,000	360.00	14,040,000	350.00	13,650,000	0.79
28	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	6,700	1,857.00	12,441,900	1,977.00	13,245,900	0.77
29	日本	株式	三菱電機	電気機器	18,000	663.00	11,934,000	707.00	12,726,000	0.74
30	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	800	15,390.00	12,312,000	15,020.00	12,016,000	0.70

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.06
	鉱業	0.33
	建設業	2.14
	食料品	3.62
	繊維製品	0.22
	パルプ・紙	0.29
	化学	2.59
	医薬品	3.98
	石油・石炭製品	0.43
	ゴム製品	0.71
	ガラス・土石製品	2.35
	鉄鋼	1.62
	非鉄金属	1.13
	金属製品	0.49
	機械	1.90
	電気機器	14.57
	輸送用機器	10.07
	精密機器	0.21
	その他製品	0.77
	電気・ガス業	11.27
	陸運業	1.45
	海運業	0.62
	空運業	0.29
	倉庫・運輸関連業	0.13
	情報・通信業	7.99
	卸売業	4.60
	小売業	6.06
	銀行業	9.74
	証券、商品先物取引業	1.45
	保険業	2.33
	その他金融業	0.72
	不動産業	1.88
	サービス業	1.76
	小計	97.95
合計		97.95

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2006年12月15日)	15,784	15,832	1.0014	1.0044
第2期 (2007年12月17日)	4,259	4,259	0.8889	0.8889
第3期 (2008年12月15日)	2,264	2,285	0.5549	0.5599
第4期 (2009年12月15日)	1,763	1,779	0.5702	0.5752
2009年1月末日	2,088		0.5217	
2月末日	1,995		0.5024	
3月末日	1,970		0.5159	
4月末日	1,994		0.5397	
5月末日	2,031		0.5756	
6月末日	2,067		0.5987	
7月末日	2,076		0.6122	
8月末日	2,059		0.6196	
9月末日	1,936		0.5952	
10月末日	1,832		0.5774	
11月末日	1,712		0.5475	
12月末日	1,769		0.5836	
2010年1月末日	1,709		0.5784	

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0030 円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0050 円
第4期	0.0050 円

【収益率の推移】

期	収益率
第1期	0.4 %
第2期	11.2 %
第3期	37.0 %
第4期	3.7 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

6【手続等の概要】

(1) 申込(販売)手続等

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

なお、申込手数料については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご覧ください。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、買付のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受け取りを取消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

(2) 換金(解約)手続等

受益者は、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約にかかる受益権については1口単位)で換金の請求をすることができます。

換金の請求の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、換金のお申込みが行われかつ、その換金のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

1日1件1億円を超える換金の場合には午前11時(半日営業日の場合は午前9時30分)までとします。

換金の価額は、換金のお申込み日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

換金の費用や税金については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

なお、ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件3億円を超える換金は行なえません。この他に、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。

換金代金は原則として、換金のお申込み日から起算して5営業日目から申込みの販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、換金のお申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた換金のお申込みの受付けを取り消す場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

上記(1)及び(2)の詳細については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

7【管理及び運営の概要】

(1)資産の評価

< 基準価額の計算方法 >

基準価額は毎営業日に算出されます。

基準価額とは、計算日におけるファンドの純資産総額を、受益権口数で除して得た額をいいます。

純資産総額とはファンドの時価総額のこと、ファンドの資産総額から負債総額を控除して算出します。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式:原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)保管

該当事項はありません。

(3)信託期間

平成27年12月15日までとします(平成17年12月22日設定)。

なお、委託者は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。

(4)計算期間

原則として、毎年12月16日から翌年12月15日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金(解約)請求権を有しています。

詳細は「第三部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 2受益者の権利等」をご参照ください。

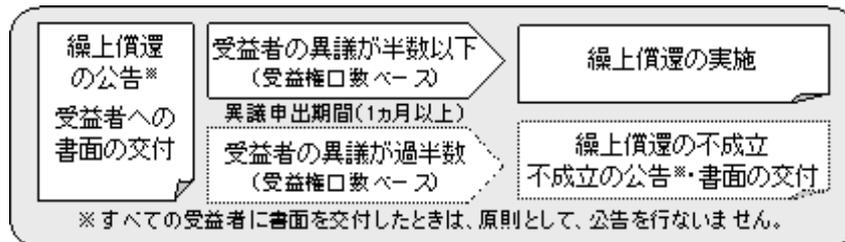
(6)その他

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約締結日から2年を経過した日以降において、受益権の口数が20営業日連続して20億口を下回った場合、対象インデックスが改廃の場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、信託終了日前にこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

()委託者は、上記に従い信託期間を終了させるには、以下の手順で行います。



()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき等には、その命令にしたがい、信託契約を終了させる場合があります。

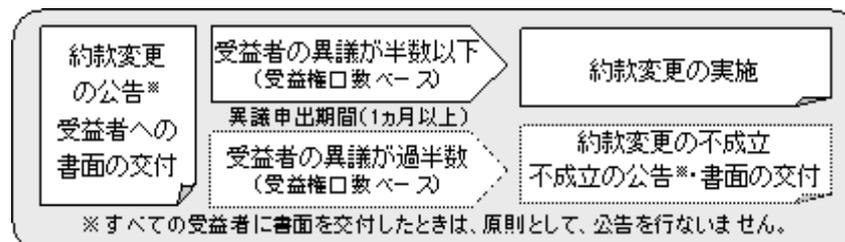
(c)運用報告書

ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の手順で行ないます。



()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()の規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

1【貸借対照表】

期別	第3期 平成20年12月15日現在	第4期 平成21年12月15日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	70,699,256	55,690,283
株式	2,214,971,030	1,721,706,860
未収入金	14,413,750	23,103,895
未収配当金	179,800	119,200
未収利息	545	165
流動資産合計	2,300,264,381	1,800,620,403
資産合計	2,300,264,381	1,800,620,403
負債の部		
流動負債		
未払金		1,755,022
未払収益分配金	20,406,456	15,467,369
未払解約金	1,781,194	10,237,305
未払受託者報酬	746,283	508,335
未払委託者報酬	12,686,864	8,641,652
その他未払費用	44,715	30,436
流動負債合計	35,665,512	36,640,119
負債合計	35,665,512	36,640,119
純資産の部		
元本等		
元本	4,081,291,316	3,093,473,895
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,816,692,447	1,329,493,611
(分配準備積立金)	20,467,528	27,575,573
元本等合計	2,264,598,869	1,763,980,284
純資産合計	2,264,598,869	1,763,980,284
負債純資産合計	2,300,264,381	1,800,620,403

2【損益及び剰余金計算書】

期別	第3期 自平成19年12月18日 至平成20年12月15日	第4期 自平成20年12月16日 至平成21年12月15日
科目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	62,740,921	38,004,280
受取利息	432,327	57,030
有価証券売買等損益	1,456,461,993	48,906,628
その他収益	121,499	92,178
営業収益合計	1,393,167,246	87,060,116
営業費用		
受託者報酬	1,724,144	1,049,562
委託者報酬	29,310,416	17,842,371
その他費用	103,329	62,853
営業費用合計	31,137,889	18,954,786
営業利益	1,424,305,135	68,105,330
経常利益	1,424,305,135	68,105,330
当期純利益	1,424,305,135	68,105,330

一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	83,048,194	2,987,684
期首剰余金又は期首欠損金()	532,334,104	1,816,692,447
剰余金増加額又は欠損金減少額	81,464,755	480,976,863
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	81,464,755	480,976,863
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,159,701	43,428,304
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,159,701	43,428,304
分配金	20,406,456	15,467,369
期末剰余金又は期末欠損金()	1,816,692,447	1,329,493,611

< 注記表 >

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第3期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日	第4期 自 平成20年12月16日 至 平成21年12月15日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。	(1) 株式 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成19年12月18日から平成20年12月15日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成20年12月16日から平成21年12月15日までとなっております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

後述の「第三部 ファンドの詳細情報」について、交付目論見書とは別に、その内容を記した書面を『請求目論見書』として作成しております。

請求目論見書のご請求は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

また、請求目論見書の内容はEDINET(エディネット)でもご覧いただくことができます。

Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

なお、「請求目論見書」の記載項目は、下記の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
- 2 ファンドの現況
 - ・純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年12月22日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込み頂けます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

- ()取得申込日の基準価額に、2.1%(税抜2.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

- ()収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約等にかかる受益権については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時(平日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、1日1件1億円を超える解約の場合には午前11時(平日営業日の場合は午前9時30分)までとします。

手取り額は、解約申込み受付日の基準価額から、()信託財産留保額 (1万口につき基準価額の0.3%)、および()所得税および地方税を差し引いた金額となります。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(1万口につき基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(平日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件3億円を超える一部解約は行なえません。また、この他に、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成27年12月15日までとします(平成17年12月22日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年12月16日から翌年12月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約締結日から2年を経過した日以降において信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20営業日連続して20億口を下回った場合、対象インデックスに改廃のある場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- ()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき

は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

換金（解約）の単位

受益者は、受益権を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（自動けいぞく投資契約を結んでいる場合は1口単位）で換金できます。

換金（解約）代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには

時間を要しますので、ご注意ください。

第4【ファンドの経理状況】

九州インデックス ファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第3期計算期間(平成19年12月18日から平成20年12月15日まで)および第4期計算期間(平成20年12月16日から平成21年12月15日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- 投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第3期計算期間(平成19年12月18日から平成20年12月15日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第4期計算期間(平成20年12月16日から平成21年12月15日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
- また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(平成19年12月18日から平成20年12月15日まで)および第4期計算期間(平成20年12月16日から平成21年12月15日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 平成20年12月15日現在	第4期 平成21年12月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	70,699,256	55,690,283
株式	2,214,971,030	1,721,706,860
未収入金	14,413,750	23,103,895
未収配当金	179,800	119,200
未収利息	545	165
流動資産合計	2,300,264,381	1,800,620,403
資産合計	2,300,264,381	1,800,620,403
負債の部		
流動負債		
未払金	-	1,755,022
未払収益分配金	20,406,456	15,467,369
未払解約金	1,781,194	10,237,305
未払受託者報酬	746,283	508,335
未払委託者報酬	12,686,864	8,641,652
その他未払費用	44,715	30,436
流動負債合計	35,665,512	36,640,119
負債合計	35,665,512	36,640,119
純資産の部		
元本等		
元本	4,081,291,316	3,093,473,895
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,816,692,447	1,329,493,611
（分配準備積立金）	20,467,528	27,575,573
元本等合計	2,264,598,869	1,763,980,284
純資産合計	2,264,598,869	1,763,980,284
負債純資産合計	2,300,264,381	1,800,620,403

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自平成19年12月18日 至平成20年12月15日	第4期 自平成20年12月16日 至平成21年12月15日
営業収益		
受取配当金	62,740,921	38,004,280
受取利息	432,327	57,030
有価証券売買等損益	1,456,461,993	48,906,628
その他収益	121,499	92,178
営業収益合計	1,393,167,246	87,060,116
営業費用		
受託者報酬	1,724,144	1,049,562
委託者報酬	29,310,416	17,842,371
その他費用	103,329	62,853
営業費用合計	31,137,889	18,954,786
営業利益	1,424,305,135	68,105,330
経常利益	1,424,305,135	68,105,330
当期純利益	1,424,305,135	68,105,330
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	83,048,194	2,987,684
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	532,334,104	1,816,692,447
剰余金増加額又は欠損金減少額	81,464,755	480,976,863
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	81,464,755	480,976,863
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,159,701	43,428,304
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,159,701	43,428,304
分配金	20,406,456	15,467,369
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,816,692,447	1,329,493,611

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第3期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日	第4期 自 平成20年12月16日 至 平成21年12月15日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。	(1) 株式 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成19年12月18日から平成20年12月15日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成20年12月16日から平成21年12月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期 平成20年12月15日現在	第4期 平成21年12月15日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 4,081,291,316 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 3,093,473,895 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,816,692,447 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,329,493,611 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5549 円 (10,000口当たり純資産額 5,549 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5702 円 (10,000口当たり純資産額 5,702 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日	第4期 自 平成20年12月16日 至 平成21年12月15日																																																												
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額42,182,403円(10,000口当たり103円)のうち、20,406,456円(10,000口当たり50円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額44,413,322円(10,000口当たり143円)のうち、15,467,369円(10,000口当たり50円)を分配金額としております。																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>30,021,486 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,308,419 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>10,852,498 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>42,182,403 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>4,081,291,316 口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>103 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>50 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>20,406,456 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	30,021,486 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	1,308,419 円	分配準備積立金額	D	10,852,498 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	42,182,403 円	当ファンドの期末残存口数	F	4,081,291,316 口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	103 円	10,000口当たり分配金額	H	50 円	収益分配金額	I = F × H / 10,000	20,406,456 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>27,307,466 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,370,380 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>15,735,476 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>44,413,322 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>3,093,473,895 口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>143 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>50 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>15,467,369 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	27,307,466 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	1,370,380 円	分配準備積立金額	D	15,735,476 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	44,413,322 円	当ファンドの期末残存口数	F	3,093,473,895 口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	143 円	10,000口当たり分配金額	H	50 円	収益分配金額	I = F × H / 10,000	15,467,369 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	30,021,486 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	1,308,419 円																																																											
分配準備積立金額	D	10,852,498 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	42,182,403 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	4,081,291,316 口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	103 円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	50 円																																																											
収益分配金額	I = F × H / 10,000	20,406,456 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	27,307,466 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	1,370,380 円																																																											
分配準備積立金額	D	15,735,476 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	44,413,322 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,093,473,895 口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	143 円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	50 円																																																											
収益分配金額	I = F × H / 10,000	15,467,369 円																																																											

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日	第4期 自 平成20年12月16日 至 平成21年12月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、同左 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

第3期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日	第4期 自 平成20年12月16日 至 平成21年12月15日
期首元本額 4,791,400,524 円	期首元本額 4,081,291,316 円
期中追加設定元本額 17,399,732 円	期中追加設定元本額 89,524,827 円
期中一部解約元本額 727,508,940 円	期中一部解約元本額 1,077,342,248 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第3期 自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日		第4期 自 平成20年12月16日 至 平成21年12月15日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
株式	2,214,971,030	1,301,918,924	1,721,706,860	47,823,904
合計	2,214,971,030	1,301,918,924	1,721,706,860	47,823,904

3 デリバティブ取引関係

第3期(自 平成19年12月18日 至 平成20年12月15日)

該当事項はございません。

第4期(自 平成20年12月16日 至 平成21年12月15日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1有価証券明細表

(1)株式

(平成21年12月15日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	日本水産	4,500	256.00	1,152,000	
	三井松島産業	22,000	137.00	3,014,000	
	石油資源開発	400	4,060.00	1,624,000	
	ショーボンドホールディングス	200	1,539.00	307,800	
	コムシスホールディングス	1,100	943.00	1,037,300	
	大成建設	8,000	157.00	1,256,000	
	大林組	6,000	290.00	1,740,000	
	清水建設	6,000	303.00	1,818,000	
	鹿島建設	8,000	179.00	1,432,000	
	前田建設工業	1,000	217.00	217,000	
	富士ピー・エス	2,000	89.00	178,000	
	戸田建設	2,000	269.00	538,000	
	大東建託	900	4,420.00	3,978,000	
	N I P P O	1,000	656.00	656,000	
	前田道路	1,000	678.00	678,000	
	五洋建設	2,000	84.00	168,000	
	住友林業	1,400	716.00	1,002,400	
	大和ハウス工業	5,000	960.00	4,800,000	
	積水ハウス	5,000	797.00	3,985,000	
	西日本システム建設	1,000	334.00	334,000	
	西部電気工業	2,000	345.00	690,000	
	関電工	2,000	584.00	1,168,000	
	きんでん	2,000	801.00	1,602,000	
	協和エクシオ	900	774.00	696,600	
	九電工	17,000	541.00	9,197,000	
	高田工業所	500	341.00	170,500	
	日清製粉グループ本社	2,000	1,207.00	2,414,000	
	鳥越製粉	2,700	828.00	2,235,600	
	森永製菓	2,000	194.00	388,000	
	山崎製パン	1,000	1,121.00	1,121,000	
	ヤクルト本社	1,600	2,785.00	4,456,000	
	明治ホールディングス	300	3,460.00	1,038,000	
	日本ハム	2,000	1,024.00	2,048,000	
	伊藤ハム	2,000	330.00	660,000	
	サッポロホールディングス	2,000	475.00	950,000	
	アサヒビール	1,600	1,675.00	2,680,000	
	キリンホールディングス	3,000	1,386.00	4,158,000	
	宝ホールディングス	2,000	498.00	996,000	
	コカ・コーラウエスト	9,800	1,677.00	16,434,600	
	日清オイリオグループ	1,000	447.00	447,000	
	不二製油	1,000	1,416.00	1,416,000	
	J - オイルミルズ	1,000	272.00	272,000	
	味の素	4,000	825.00	3,300,000	
	キユーピー	600	981.00	588,600	
	ハウス食品	500	1,326.00	663,000	

	ピエトロ	600	810.00	486,000	
	ニチレイ	1,000	309.00	309,000	
	東洋水産	1,000	2,160.00	2,160,000	
	日清食品ホールディングス	800	2,960.00	2,368,000	
	オーケー食品工業	4,000	95.00	380,000	
	日本たばこ産業	48	284,300.00	13,646,400	
	グンゼ	1,000	318.00	318,000	
	東洋紡績	3,000	143.00	429,000	
	ワコールホールディングス	3,000	997.00	2,991,000	
	王子製紙	10,000	370.00	3,700,000	
	日本製紙グループ本社	300	2,290.00	687,000	
	レンゴー	1,000	553.00	553,000	
	旭化成	10,000	455.00	4,550,000	
	昭和電工	5,000	177.00	885,000	
	住友化学	7,000	369.00	2,583,000	
	東ソー	3,000	245.00	735,000	
	トクヤマ	3,000	516.00	1,548,000	
	セントラル硝子	1,000	347.00	347,000	
	電気化学工業	2,000	420.00	840,000	
	大陽日酸	4,000	1,006.00	4,024,000	
	カネカ	2,000	580.00	1,160,000	
	三菱瓦斯化学	1,000	430.00	430,000	
	三井化学	4,000	222.00	888,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	J S R	1,500	1,817.00	2,725,500	
	三菱ケミカルホールディングス	7,000	354.00	2,478,000	
	住友ベークライト	1,000	442.00	442,000	
	積水化学工業	6,000	573.00	3,438,000	
	旭有機材工業	20,000	206.00	4,120,000	
	日立化成工業	2,100	1,894.00	3,977,400	
	D I C	2,000	151.00	302,000	
	富士フイルムホールディングス	2,700	2,590.00	6,993,000	
	日東電工	700	3,290.00	2,303,000	
	大日本住友製薬	4,100	924.00	3,788,400	
	久光製薬	19,600	2,925.00	57,330,000	
	大正製薬	3,000	1,594.00	4,782,000	
	新日本石油	12,000	371.00	4,452,000	
	昭和シェル石油	900	725.00	652,500	
	新日鉱ホールディングス	5,500	337.00	1,853,500	
	ブリヂストン	7,000	1,561.00	10,927,000	
	住友ゴム工業	2,700	800.00	2,160,000	
	東海ゴム工業	800	1,001.00	800,800	
	旭硝子	6,000	831.00	4,986,000	
	日本板硝子	2,000	248.00	496,000	
	太平洋セメント	3,000	99.00	297,000	
	T O T O	61,000	560.00	34,160,000	
	黒崎播磨	19,000	155.00	2,945,000	
	新日本製鐵	58,000	360.00	20,880,000	
	住友金属工業	19,000	227.00	4,313,000	
	東京製鐵	1,600	1,024.00	1,638,400	
	丸一鋼管	600	1,882.00	1,129,200	
	日立金属	3,000	893.00	2,679,000	
	三井金属鉱業	3,000	234.00	702,000	
	三菱マテリアル	5,000	220.00	1,100,000	
	住友金属鉱山	7,000	1,371.00	9,597,000	
	D O W Aホールディングス	2,000	504.00	1,008,000	
	住友電気工業	5,500	1,089.00	5,989,500	
	フジクラ	3,000	442.00	1,326,000	
	S U M C O	4,400	1,477.00	6,498,800	
	東洋製罐	700	1,332.00	932,400	
	三和ホールディングス	1,000	236.00	236,000	
	リンナイ	200	4,590.00	918,000	
	西部電機	2,000	309.00	618,000	
	マルマエ	4	78,300.00	313,200	
	石井工作研究所	1,600	207.00	331,200	
	クボタ	10,000	863.00	8,630,000	
	荏原製作所	3,000	379.00	1,137,000	
	ダイキン工業	2,000	3,560.00	7,120,000	
	栗田工業	900	2,990.00	2,691,000	
	日本精工	3,000	683.00	2,049,000	
	ジェイテクト	1,500	1,141.00	1,711,500	

岡野バルブ製造	4,000	810.00	3,240,000	
三菱重工業	22,000	324.00	7,128,000	
I H I	4,000	145.00	580,000	
日立製作所	20,000	247.00	4,940,000	
東芝	25,000	506.00	12,650,000	
三菱電機	18,000	663.00	11,934,000	
富士電機ホールディングス	4,000	150.00	600,000	
安川電機	42,000	746.00	31,332,000	
日本電産	800	8,140.00	6,512,000	
戸上電機製作所	5,000	97.00	485,000	
オムロン	2,300	1,607.00	3,696,100	
日本電気	17,000	226.00	3,842,000	
富士通	17,000	572.00	9,724,000	
パナソニック	19,800	1,281.00	25,363,800	
ソニー	7,400	2,590.00	19,166,000	
T D K	700	5,390.00	3,773,000	
パイオニア	1,400	292.00	408,800	
ホシデン	500	961.00	480,500	
アドバンテスト	1,500	2,135.00	3,202,500	
シスメックス	900	4,970.00	4,473,000	
ファナック	2,200	8,300.00	18,260,000	
三井ハイテック	8,800	751.00	6,608,800	
京セラ	800	7,840.00	6,272,000	
パナソニック電工	5,000	1,116.00	5,580,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	日本タングステン	5,000	119.00	595,000	
	小糸製作所	3,000	1,480.00	4,440,000	
	キヤノン	13,800	3,730.00	51,474,000	
	リコー	6,000	1,202.00	7,212,000	
	東京エレクトロン	1,300	5,420.00	7,046,000	
	デンソー	4,300	2,660.00	11,438,000	
	三井造船	4,000	219.00	876,000	
	川崎重工業	7,000	233.00	1,631,000	
	日産自動車	46,600	725.00	33,785,000	
	トヨタ自動車	17,800	3,700.00	65,860,000	
	NOK	2,200	1,158.00	2,547,600	
	アイシン精機	1,400	2,440.00	3,416,000	
	本田技研工業	15,800	3,030.00	47,874,000	
	ヤマハ発動機	2,300	1,148.00	2,640,400	
	豊田合成	2,200	2,715.00	5,973,000	
	シマノ	1,600	3,840.00	6,144,000	
	東京精密	300	998.00	299,400	
	HOYA	1,500	2,450.00	3,675,000	
	凸版印刷	5,000	725.00	3,625,000	
	大日本印刷	5,000	1,133.00	5,665,000	
	日本写真印刷	300	5,000.00	1,500,000	
	ヤマハ	1,300	1,019.00	1,324,700	
	コクヨ	1,000	736.00	736,000	
	九州電力	97,800	1,917.00	187,482,600	
	西部瓦斯	38,000	254.00	9,652,000	
	西日本旅客鉄道	6	312,000.00	1,872,000	
	西日本鉄道	41,000	360.00	14,760,000	
	日本通運	8,000	393.00	3,144,000	
	ヤマトホールディングス	3,600	1,283.00	4,618,800	
	福山通運	2,000	439.00	878,000	
	セイノーホールディングス	2,000	613.00	1,226,000	
	日本郵船	13,000	257.00	3,341,000	
	商船三井	9,000	458.00	4,122,000	
	川崎汽船	5,000	240.00	1,200,000	
	全日本空輸	19,000	257.00	4,883,000	
	日本航空	21,000	100.00	2,100,000	
	三菱倉庫	1,000	1,023.00	1,023,000	
	上組	2,000	681.00	1,362,000	
	安川情報システム	1,900	296.00	562,400	
	ITホールディングス	700	1,030.00	721,000	
	アイフリーク	5	36,900.00	184,500	
	野村総合研究所	1,700	1,897.00	3,224,900	
	オービック	80	15,390.00	1,231,200	
	ヤフー	446	28,940.00	12,907,240	
	トレンドマイクロ	1,100	3,480.00	3,828,000	
	日本オラクル	1,000	3,840.00	3,840,000	
	伊藤忠テクノソリューションズ	500	2,545.00	1,272,500	
	大塚商会	200	4,310.00	862,000	

ACCESS	3	142,000.00	426,000
ネットワークシステムズ	4	102,100.00	408,400
システムソフト	6,900	40.00	276,000
日本ユニシス	800	668.00	534,400
RKB毎日放送	1,000	700.00	700,000
日本電信電話	8,000	3,650.00	29,200,000
KDDI	34	469,000.00	15,946,000
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	337	130,400.00	43,944,800
ゼンリン	6,200	1,078.00	6,683,600
東宝	1,500	1,411.00	2,116,500
東映	1,000	495.00	495,000
エヌ・ティ・ティ・データ	22	271,400.00	5,970,800
日立ソフトウェアエンジニアリング	500	2,625.00	1,312,500
住商情報システム	400	1,255.00	502,000
CSKホールディングス	600	386.00	231,600
日立情報システムズ	300	2,880.00	864,000
富士ソフト	300	1,489.00	446,700
山下医科器械	500	1,115.00	557,500
小野建	4,400	636.00	2,798,400
メディopalホールディングス	1,900	1,198.00	2,276,200
伊藤忠商事	12,000	642.00	7,704,000
丸紅	13,000	484.00	6,292,000
三井物産	14,000	1,261.00	17,654,000

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	住友商事	9,600	886.00	8,505,600	
	三菱商事	13,000	2,245.00	29,185,000	
	ヤマエ久野	2,100	915.00	1,921,500	
	ミスミグループ本社	900	1,648.00	1,483,200	
	ローソン	800	4,070.00	3,256,000	
	イオン九州	1,900	1,285.00	2,441,500	
	エービーシー・マート	600	2,570.00	1,542,000	
	アスクル	300	1,709.00	512,700	
	ポイント	670	4,540.00	3,041,800	
	ミドリ薬品	2	107,000.00	214,000	
	ナフコ	3,100	1,433.00	4,442,300	
	アプライド	300	930.00	279,000	
	J・フロント リテイリング	3,000	369.00	1,107,000	
	ドトール・日レスホールディングス	400	1,243.00	497,200	
	マツモトキヨシホールディングス	300	2,160.00	648,000	
	三越伊勢丹ホールディングス	1,800	764.00	1,375,200	
	サークルKサンクス	200	1,082.00	216,400	
	コスモス薬品	4,100	2,130.00	8,733,000	
	ワイエスフード	4	24,990.00	99,960	
	セブン&アイ・ホールディングス	7,000	1,857.00	12,999,000	
	フェヴリナ	97	2,730.00	264,810	
	総合メディカル	1,600	2,050.00	3,280,000	
	良品計画	200	3,440.00	688,000	
	三城ホールディングス	400	732.00	292,800	
	西松屋チェーン	500	743.00	371,500	
	梅の花	6	209,800.00	1,258,800	
	ハンズマン	500	531.00	265,500	
	ファミリーマート	800	2,690.00	2,152,000	
	ベスト電器	18,500	329.00	6,086,500	
	Mr Max	8,200	421.00	3,452,200	
	コメリ	400	2,295.00	918,000	
	しまむら	300	7,940.00	2,382,000	
	井筒屋	24,000	37.00	888,000	
	イオン	6,100	724.00	4,416,400	
	ゼビオ	400	1,690.00	676,000	
	ヤマダ電機	740	5,720.00	4,232,800	
	ニトリ	450	6,690.00	3,010,500	
	吉野家ホールディングス	5	100,900.00	504,500	
	マルキョウ	2,000	474.00	948,000	
	ジョイフル	3,300	578.00	1,907,400	
	プレナス	7,300	1,238.00	9,037,400	
	タイヨー	3,000	1,460.00	4,380,000	
	ファーストリテイリング	800	15,390.00	12,312,000	
	サンドラッグ	600	2,160.00	1,296,000	
	西日本シティ銀行	164,000	235.00	38,540,000	

ふくおかフィナンシャルグループ	177,000	321.00	56,817,000	
鹿児島銀行	43,000	663.00	28,509,000	
大分銀行	35,000	340.00	11,900,000	
宮崎銀行	18,000	271.00	4,878,000	
肥後銀行	25,000	531.00	13,275,000	
佐賀銀行	18,000	281.00	5,058,000	
十八銀行	37,000	260.00	9,620,000	
筑邦銀行	7,000	400.00	2,800,000	
南日本銀行	8,000	290.00	2,320,000	
宮崎太陽銀行	6,000	268.00	1,608,000	
大和証券グループ本社	13,000	474.00	6,162,000	
野村ホールディングス	28,400	664.00	18,857,600	
スターホールディングス	1,300	114.00	148,200	
三井住友海上グループホールディングス	3,200	2,395.00	7,664,000	
ソニーフィナンシャルホールディングス	17	249,500.00	4,241,500	
日本興亜損害保険	6,000	528.00	3,168,000	
損害保険ジャパン	8,000	590.00	4,720,000	
あいおい損害保険	6,000	449.00	2,694,000	
東京海上ホールディングス	6,200	2,560.00	15,872,000	
T & Dホールディングス	2,100	1,932.00	4,057,200	
クレディセゾン	1,400	1,004.00	1,405,600	
中小企業信用機構	1,600	294.00	470,400	
イオンクレジットサービス	1,200	876.00	1,051,200	
アコム	1,230	1,169.00	1,437,870	
プロミス	1,050	554.00	581,700	
オリックス	850	6,290.00	5,346,500	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	九州リースサービス	4,000	263.00	1,052,000	
	トラストパーク	2	86,000.00	172,000	
	三井不動産	7,000	1,559.00	10,913,000	
	三菱地所	11,000	1,469.00	16,159,000	
	東急不動産	4,000	336.00	1,344,000	
	住友不動産	4,000	1,711.00	6,844,000	
	リロ・ホールディング	100	1,195.00	119,500	
	シノケングループ	18	9,250.00	166,500	
	パソナグループ	3	67,500.00	202,500	
	テンプホールディングス	300	796.00	238,800	
	きょくとう	600	345.00	207,000	
	トランスジェニック	22	18,140.00	399,080	
	ワールドインテック	11	45,400.00	499,400	
	ディー・エヌ・エー	4	486,000.00	1,944,000	
	博報堂DYホールディングス	300	4,270.00	1,281,000	
	シダー	1,200	345.00	414,000	
	電通	2,100	2,040.00	4,284,000	
	サニックス	10,100	159.00	1,605,900	
	楽天	101	69,600.00	7,029,600	
	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	1,500	480.00	720,000	
	エン・ジャパン	2	112,500.00	225,000	
	エイチ・アイ・エス	300	1,646.00	493,800	
	共立メンテナンス	100	1,288.00	128,800	
	セコム	1,800	4,320.00	7,776,000	
	メイテック	300	1,255.00	376,500	
	ベネッセホールディングス	800	3,800.00	3,040,000	
計	銘柄数：307			1,721,706,860	
	組入時価比率：97.6%			100%	
合計				1,721,706,860	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券（平成21年12月15日現在）

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年1月29日現在

資産総額	1,719,688,819	円
負債総額	9,945,962	円
純資産総額(-)	1,709,742,857	円
発行済口数	2,956,194,095	口
1口当たり純資産額(/)	0.5784	円

第5【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	21,243,950,458	5,481,101,905	15,762,848,553
第2期	189,730,564	11,161,178,593	4,791,400,524
第3期	17,399,732	727,508,940	4,081,291,316
第4期	89,524,827	1,077,342,248	3,093,473,895

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成22年1月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

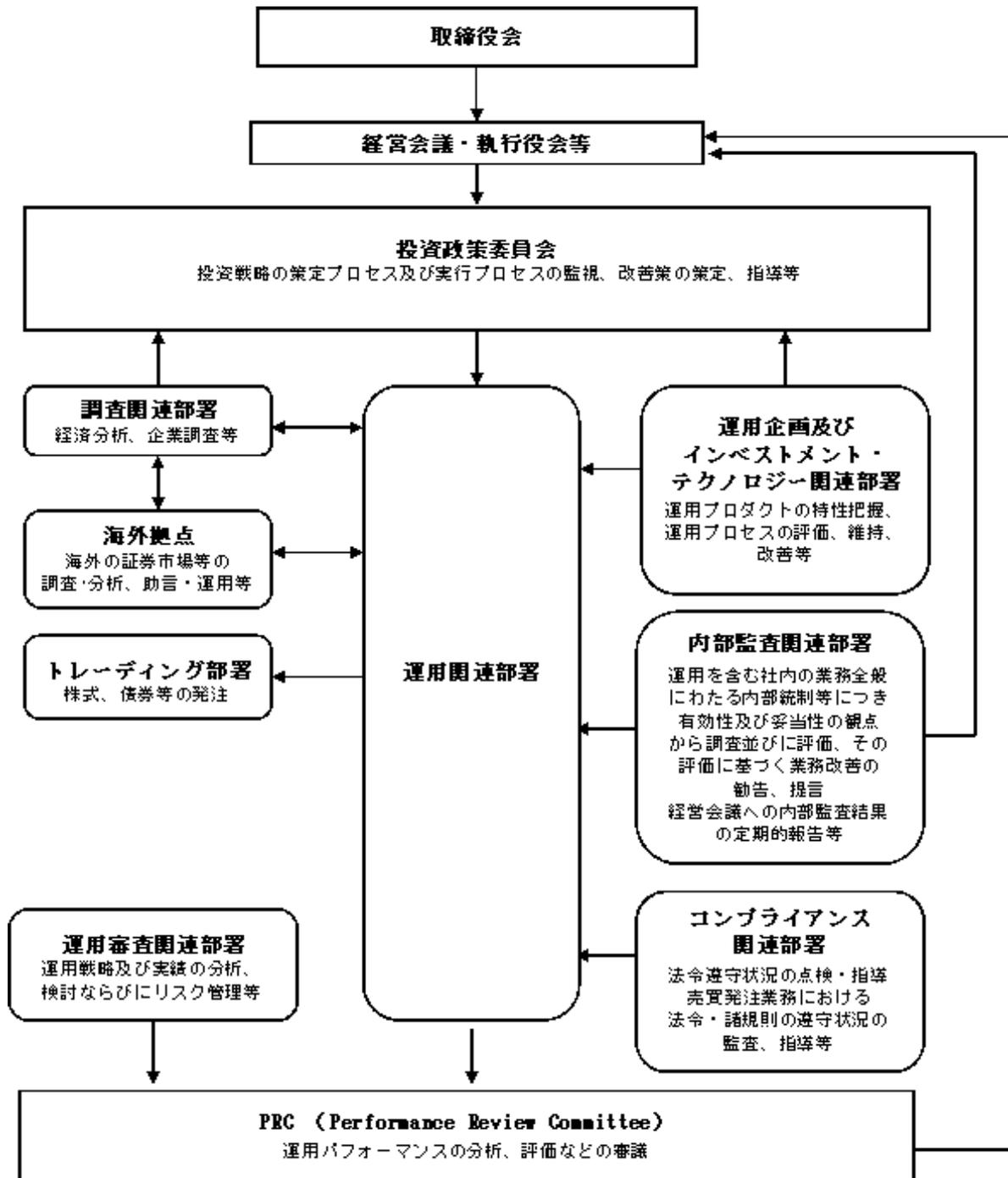
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成22年1月29日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	623	8,979,042
単位型株式投資信託	19	130,518
追加型公社債投資信託	19	4,930,798
単位型公社債投資信託	0	0
合計	661	14,040,359

3 【委託会社等の経理状況】

1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前事業年度(第49期事業年度)は、内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当事業年度(第50期事業年度)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、委託会社の中間財務諸表は、同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 . 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3 . 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表ならびに中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		2,855	560
金銭の信託		32,058	34,551
有価証券		6,300	3,400
短期貸付金		1,526	592
前払金		45	43
前払費用		9	17
未収入金		81	84
未収委託者報酬		13,910	7,489
未収収益		2,030	1,629
未収法人税等		-	498
繰延税金資産		1,137	879
その他		1,072	807
貸倒引当金		7	4
流動資産計		61,020	50,549
固定資産			
有形固定資産		1,972	2,183
建物	2	800	710
器具備品	2	1,171	1,472
無形固定資産		8,857	12,407
ソフトウェア		8,852	12,403
電話加入権		2	2
その他		2	1
投資その他の資産		45,424	28,519
投資有価証券		27,606	10,693
関係会社株式	3	15,739	15,743
従業員長期貸付金		194	385
長期差入保証金		34	39
長期前払費用		17	19
繰延税金資産		1,567	1,256
その他		264	381
貸倒引当金		0	0
固定資産計		56,253	43,110
資産合計		117,274	93,659

区分	注記 番号	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		12,000
預り金			148		95
未払金	1		12,848		5,750
未払収益分配金			5		5
未払償還金			105		82
未払手数料			6,115		3,275
その他未払金			6,622		2,387
未払費用	1		8,363		4,849
未払法人税等	4		1,591		4
前受収益			8		6
賞与引当金			1,730		1,080
その他			102		4
流動負債計			24,794		23,790
固定負債					
退職給付引当金			5,359		4,620
時効後支払損引当金			467		462
その他			64		642
固定負債計			5,890		5,724
負債合計			30,685		29,515
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			52,804		32,900
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		52,119		32,215	
別途積立金		35,606		24,606	
繰越利益剰余金		16,512		7,608	
評価・換算差額等			4,874		2,333
その他有価証券評価差額金			5,124		2,084
繰延ヘッジ損益			250		249
純資産合計			86,589		64,143
負債・純資産合計			117,274		93,659

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,893		84,195
運用受託報酬			10,506		8,315
その他営業収益			8		27
営業収益計			135,408		92,537
営業費用					
支払手数料			57,704		39,122
広告宣伝費			2,439		1,438
公告費			27		2
受益証券発行費			27		34
調査費			32,108		21,176
調査費		1,576		1,643	
委託調査費		30,532		19,532	
委託計算費			681		790
営業雑経費			2,950		2,709
通信費		175		208	
印刷費		1,375		1,382	
協会費		76		87	
諸経費		1,322		1,031	
営業費用計			95,938		65,272
一般管理費					
給料			10,229		8,863
役員報酬	2	667		329	
給料・手当		6,480		6,507	
賞与		3,081		2,025	
交際費			212		168
旅費交通費			786		557
租税公課			637		443
不動産賃借料			1,687		1,559
退職給付費用			951		1,124
固定資産減価償却費			2,543		3,288
諸経費			5,902		6,448
一般管理費計			22,949		22,452
営業利益			16,519		4,812

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	2,369		8,013	
収益分配金		282		225	
受取利息		86		32	
デリバティブ利益		1,308		858	
その他		337		192	
営業外収益計			4,384		9,322
営業外費用					
支払利息	1	-		175	
金銭の信託運用損		392		1,212	
為替差損		67		133	
時効後支払損引当金繰入額		178		97	
その他		8		53	
営業外費用計			647		1,671
経常利益			20,256		12,463
特別利益					
投資有価証券等売却益		1,421		1,085	
株式報酬受入益		312		299	
リース資産買取差益		-		2	
特別利益計			1,734		1,387
特別損失					
投資有価証券等売却損		80		1,471	
投資有価証券等評価損		23		5	
固定資産除却損	3	56		405	
過年度時効後支払損引当金繰入額		429		-	
退職給付制度移行損失		-		118	
特別損失計			589		2,001
税引前当期純利益			21,400		11,849
法人税、住民税及び事業税			9,211		2,893
法人税等調整額			50		2,334
当期純利益			12,139		6,621

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	35,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	11,000
当期変動額合計	-	11,000
当期末残高	35,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	17,249	16,512
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	11,000
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	8,904
当期末残高	16,512	7,608

利益剰余金合計		
前期末残高	53,541	52,804
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	19,904
当期末残高	52,804	32,900
株主資本合計		
前期末残高	82,451	81,714
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	19,904
当期末残高	81,714	61,810
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	11,008	5,124
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,883	3,040
当期変動額合計	5,883	3,040
当期末残高	5,124	2,084
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	610	250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	360	499
当期変動額合計	360	499
当期末残高	250	249
評価・換算差額等合計		
前期末残高	10,397	4,874
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,522	2,541
当期変動額合計	5,522	2,541
当期末残高	4,874	2,333
純資産合計		
前期末残高	92,849	86,589
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,522	2,541
当期変動額合計	6,259	22,445
当期末残高	86,589	64,143

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法</p> <p>2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>4．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0" data-bbox="316 1104 619 1227"> <tr><td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr><td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> </p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>5．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左)</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの (同左)</p> <p>時価のないもの (同左)</p> <p>2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>4．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0" data-bbox="946 1104 1249 1227"> <tr><td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr><td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> </p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左)</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 (同左)</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 (同左)</p> <p>9. 連結納税制度の適用 (同左)</p>

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却方法)</p> <p>当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年 3月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年 3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	
<p>(負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理)</p> <p>当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年 4月13日）を適用しております。</p> <p>この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。</p>	
	<p>(リース取引の処理方法)</p> <p>当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年 3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。</p> <p>この適用により、リース取引開始日が平成20年 4月 1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。</p>

[表示方法の変更]

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。</p>	
<p>(損益計算書関係)</p> <p>1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。</p> <p>3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。</p> <p>4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>	

[追加情報]

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	
	<p>(退職給付制度の改訂)</p> <p>当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損益118百万円を計上しております。</p> <p>この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。</p>

[注記事項]
貸借対照表関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払金 5,619百万円 未払費用 934</p>	<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払金 2,119百万円 未払費用 585</p>
<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 201百万円 器具備品 534 合計 736</p>	<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 295百万円 器具備品 964 合計 1,260</p>
<p>3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。</p> <p>関係会社株式 3,064百万円</p>	
<p>4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。</p>	

損益計算書関係

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 2,214百万円</p>	<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 7,864百万円 支払利息 175百万円</p>
<p>2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。</p>	<p>2. 役員報酬の範囲額 (同左)</p>
<p>3. 固定資産除却損</p> <p>器具備品 1百万円 ソフトウェア 54 合計 56</p>	<p>3. 固定資産除却損</p> <p>器具備品 0百万円 ソフトウェア 405 合計 405</p>

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	12,876百万円
1株当たり配当額	2,500円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,526百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,150円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月2日

当事業年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年 5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,526百万円
1株当たり配当額	5,150円
基準日	平成20年 3月31日
効力発生日	平成20年 6月 2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年 5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	700円
基準日	平成21年 3月31日
効力発生日	平成21年 6月 1日

リース取引関係

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	1. ファイナンス・リース取引
	(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース資産の内容 有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア) 主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針の「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
器具備品	器具備品
取得価額相当額 1,453百万円	取得価額相当額 1,343百万円
減価償却累計額相当額 814	減価償却累計額相当額 980
減損損失累計額相当額 -	減損損失累計額相当額 -
期末残高相当額 639	期末残高相当額 363
未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高	未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額
1年以内 281百万円	1年以内 180百万円
1年超 368	1年超 195
合計 650	合計 375
リース資産減損勘定期末残高 - 百万円	リース資産減損勘定期末残高 - 百万円
支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料 332百万円	支払リース料 296百万円
リース資産減損勘定の取崩額 -	リース資産減損勘定の取崩額 -
減価償却費相当額 309	減価償却費相当額 276
支払利息相当額 19	支払利息相当額 14
減損損失 -	減損損失 -
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	減価償却費相当額の算定方法 (同左)
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	利息相当額の算定方法 (同左)
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引
未経過リース料	未経過リース料
1年以内 4百万円	1年以内 6百万円
1年超 5	1年超 3
合計 9	合計 9

有価証券関係

1. 売買目的有価証券

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年3月31日)			当事業年度末 (平成21年3月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318
合計	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318

4. その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年3月31日)			当事業年度末 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	7,649	7,366	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他(1)	11,678	13,542	1,864	3,551	3,846	295
小計	11,961	21,192	9,231	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
(1)株式	-	-	-	-	-	-
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他	5,906	5,362	544	2,334	1,833	500
小計	5,906	5,362	544	2,334	1,833	500
合計	17,868	26,554	8,686	6,168	9,701	3,532

- (1) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は

249百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売却額	7,970百万円	11,200百万円
売却益の合計額	1,419百万円	1,085百万円
売却損の合計額	80百万円	1,471百万円

6. 時価評価されていない主な有価証券(上記2.及び3.を除く)

区分	前事業年度末 (平成20年 3月31日)	当事業年度末 (平成21年 3月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	6,300	3,400
非上場株式	1,052	992
合計	7,352	4,392
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,408	4,411
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,675	12,679

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	6,300	-	6,813	-
合計	6,300	-	6,813	-

当事業年度末(平成21年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	3,400	1	1,017	-
合計	3,400	1	1,017	-

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。</p>	<p>(1) 取引の内容及び利用目的 (同左)</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)</p> <p>ヘッジ方針 (同左)</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 (同左)</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 (同左)</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)</p>

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 前事業年度末(平成20年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,691	-	2,787	96
市場取引以外の取引	スワップ取引 短期変動金利受取・株価指数変化率支払	4,663	-	6	6
合計		7,354	-	2,781	102

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(2) 当事業年度末(平成21年3月31日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

退職給付関係

前事業年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成20年 3月31日)	
イ. 退職給付債務	13,227百万円
ロ. 年金資産	5,569
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	7,657
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	5,359
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	5,359
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
イ. 勤務費用	529百万円
ロ. 利息費用	262
ハ. 期待運用収益	148
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	904
チ. その他(注)	46
計	951
(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型企业年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ. 退職給付債務	11,783百万円
ロ. 年金資産	5,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	6,327
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,400
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	693
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	4,620
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	4,620

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

イ. 勤務費用	611百万円
ロ. 利息費用	277
ハ. 期待運用収益	139
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	300
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	3
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	1,053
チ. その他(注)	70
計	1,124

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 退職給付引当金損金算入限度超過額 2,197 所有株式税務簿価通算差異 884 ゴルフ会員権評価減 508 投資有価証券評価減 673 減価償却超過額 273 子会社株式売却損 196 賞与引当金損金算入限度超過額 709 事業税 350 時効後支払損引当金 191 繰延ヘッジ損失 173 その他 107 繰延税金資産計 6,266 繰延税金負債 有価証券評価差額金 3,561 繰延税金負債計 3,561 繰延税金資産(純額) 2,705	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 退職給付引当金 1,894 所有株式税務簿価通算差異 884 投資有価証券評価減 616 ゴルフ会員権評価減 510 賞与引当金 442 未払確定拠出年金掛金 328 タックスヘイブン税制 271 減価償却超過額 262 子会社株式売却損 196 時効後支払損引当金 189 その他 85 繰延税金資産小計 5,682 評価性引当金 1,924 繰延税金資産計 3,757 繰延税金負債 繰延ヘッジ利益 173 有価証券評価差額金 1,448 繰延税金負債計 1,621 繰延税金資産(純額) 2,136
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 41.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.6% 住民税等均等割 0.0% タックスヘイブン課税 4.7% 外国税額控除 1.1% その他 0.9% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.3%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 41.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 7.0% 住民税等均等割 0.0% タックスヘイブン税制 0.1% 外国税額控除 5.9% 評価性引当金の増減額 16.2% その他 0.7% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.1%

関連当事者情報

前事業年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付(*1)	57,000	-	-
								資金の回収	71,000	-	-
								貸付金利息の受入	33	-	-

2. 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

3. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	6,161	未払費用	74

4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		兼任 1人	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業		なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	7,261	未払費用	1,949

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	321,764	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借等	資金の借入(*1)	228,500	短期借入金	12,000
							資金の返済	216,500		
							借入金利息の支払	168	未払費用	1

(イ) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	10,001	未払費用	79

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,694	未払手数料	2,628

親会社の子会社	野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノロ ジー株式会 社	東京都 千代田 区	400	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*4)	4,926	未払費用	1,064
---------	--	-----------------	-----	-------	--	-----------------	--	-------	------	-------

(エ) 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	106,717	1,407
固定資産合計	234,028	77,297
流動負債合計	76,798	7,947
固定負債合計	79,131	11,845
純資産合計	184,815	58,910
売上高	324,697	2,744
税引前当期純利益	38,648	2,947
当期純利益	20,583	2,564

1株当たり情報

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,811円16銭	1株当たり純資産額	12,453円43銭
1株当たり当期純利益	2,356円90銭	1株当たり当期純利益	1,285円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	12,139百万円	損益計算書上の当期純利益	6,621百万円
普通株式に係る当期純利益	12,139百万円	普通株式に係る当期純利益	6,621百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		平成21年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		561
金銭の信託		39,406
有価証券		3,200
短期貸付金		519
未収委託者報酬		10,926
未収収益		3,015
繰延税金資産		893
その他		239
貸倒引当金		6
流動資産計		58,755
固定資産		
有形固定資産	1	2,136
無形固定資産		12,282
ソフトウェア		12,278
その他		3
投資その他の資産		29,202
投資有価証券		12,526
関係会社株式		15,739
繰延税金資産		220
その他		716
貸倒引当金		0
固定資産計		43,620
資産合計		102,375

		平成21年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		17,000
未払収益分配金		4
未払償還金		79
未払手数料		4,823
その他未払金	2	946
未払費用		6,468
未払法人税等		578
賞与引当金		1,371
その他		137
流動負債計		31,409
固定負債		
退職給付引当金		4,603
時効後支払損引当金		463
その他		332
固定負債計		5,399
負債合計		36,808
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		61,922
資本剰余金		17,180
資本準備金		11,729
利益剰余金		11,729
利益準備金		33,012
その他利益剰余金		685
別途積立金		32,327
繰越利益剰余金		24,606
評価・換算差額等		7,721
その他有価証券評価差額金		3,644
繰延ヘッジ損益		3,516
純資産合計		127
負債・純資産合計		65,567
		102,375

中間損益計算書

		自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		36,849
運用受託報酬		4,504
その他営業収益		32
営業収益計		41,385
営業費用		
支払手数料		17,083
調査費		9,487
その他営業費用		2,304
営業費用計		28,875
一般管理費	1	11,875
営業利益		634
営業外収益	2	4,058
営業外費用	3	133
経常利益		4,559
特別利益	4	195
特別損失	5	35
税引前中間純利益		4,719
法人税、住民税及び事業税		890
法人税等調整額		110
中間純利益		3,718

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

（単位：百万円）

	自 平成21年 4月 1日
	至 平成21年 9月30日
株主資本	
資本金	
前期末残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
前期末残高	7,608
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	3,718
当中間期変動額合計	112
当中間期末残高	7,721
利益剰余金合計	
前期末残高	32,900

当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	3,718
当中間期変動額合計	112
当中間期末残高	33,012
株主資本合計	
前期末残高	61,810
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	3,718
当中間期変動額合計	112
当中間期末残高	61,922
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	2,084
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,432
当中間期変動額合計	1,432
当中間期末残高	3,516
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	249
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	121
当中間期変動額合計	121
当中間期末残高	127
評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,333
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,310
当中間期変動額合計	1,310
当中間期末残高	3,644
純資産合計	
前期末残高	64,143
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	3,718
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,310
当中間期変動額合計	1,423
当中間期末残高	65,567

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法</p>
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
7 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券</p> <p>(3) ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p>
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成21年 9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	1,614百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	360百万円
無形固定資産	1,765百万円
長期前払費用	3百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	2,569百万円
金銭の信託運用益	1,364百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	54百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券売却益	72百万円
株式報酬受入益	122百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	23百万円
投資有価証券等評価損	0百万円
固定資産除却損	12百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日					
1 発行済株式に関する事項					
	株式の種類	平成21年 3月 末	増加	減少	平成21年 9月 末
	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項					
	配当金支払額				
	平成21年 5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
	・ 普通株式の配当に関する事項				
	(1) 配当金の総額		3,605百万円		
	(2) 1株当たり配当額		700円		
	(3) 基準日		平成21年 3月31日		
	(4) 効力発生日		平成21年 6月 1日		

リース取引関係

自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日	
1 ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)	
該当事項はありません。	
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)	
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
有形固定資産（器具備品）	
取得価額相当額	1,330百万円
減価償却累計額相当額	1,076
中間期末残高相当額	254
未経過リース料中間期末残高相当額	
1年内	121百万円
1年超	141
合計	263
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	116百万円
減価償却費相当額	108
支払利息相当額	4
減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	
2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	7百万円
1年超	5
合計	12

有価証券関係

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの：該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	92,631	89,567
合計	3,064	92,631	89,567

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	282	6,324	6,041
(2) その他()	5,328	5,247	81
合計	5,611	11,572	5,960

() 当中間会計期間末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は127百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。

4 時価評価されていない主な有価証券(上記1及び2を除く)

	中間貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	12,675
(2) その他有価証券	
譲渡性預金	3,200
非上場株式	954

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、中間会計期間末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

1 株当たり情報

自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
1株当たり純資産額	12,729円78銭
1株当たり中間純利益	721円90銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	3,718百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	3,718百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

*平成21年12月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 熊本ファミリー銀行	26,347百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 福岡銀行	82,329百万円	

*平成21年12月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行いません。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行いません。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」等として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4)目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (8)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高尾幸治指定社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている九州インデックス ファンドの平成19年12月18日から平成20年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州インデックス ファンドの平成20年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年1月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている九州インデックス ファンドの平成20年12月16日から平成21年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州インデックス ファンドの平成21年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)